

千曲都市計画下水道の変更

(千曲川流域下水道関連千曲市公共下水道)

(千 曲 市 決 定)

計 画 書

令和7年 月

千 曲 市

千曲都市計画下水道の変更（千曲市決定）

都市計画千曲市公共下水道を次のように変更する。

1. 下水道の名称

千曲市公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

3. 下水管渠（分流式）

①汚水

内訳	位置		備考
	起点	終点	
—	—	—	—

②雨水

内訳	位置		備考
	起点	終点	
—	—	—	—

4. その他の施設

①汚水

内訳	位置	備考
—	—	—

②雨水

内訳	位置	備考
雨宮排水ポンプ場	千曲市大字雨宮字起返下ノ割字古川地内	約 5,500 m ²
尾米排水ポンプ場	千曲市杭瀬下六丁目地内	約 3,200 m ²
伊勢宮排水ポンプ場	千曲市大字屋代字丹ノ浦地内	約 2,200 m ²

理 由

森及び羽尾処理区の農業集落排水事業を更埴第 4 及び第 8 処理分区に編入し、処理区域の広域化や維持管理の効率化を進めることで、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図る。

変更理由書

千曲市（旧更埴市）では、昭和 47 年 10 月 3 日に良好な都市環境の形成及び保持などが必要な五十里川都市下水路約 920ha を排水区域に定めて都市計画決定を行い、昭和 58 年に雨宮排水ポンプ場（旧一丁田都市下水路ポンプ場）及び尾米排水ポンプ場、昭和 62 年には伊勢宮排水ポンプ場の都市計画決定を行った。

その後、平成 3 年 12 月 10 日に都市下水路を廃止し、長野市、更埴市、戸倉町、上山田町及び坂城町を処理対象区とする「千曲川流域下水道(上流処理区)」として事業認可を受け、公共下水道事業の推進を図ってきたが、更埴市、戸倉町及び上山田町が千曲市として合併したことに伴い、平成 16 年 10 月 7 日に汚水の排水区域を 2,140ha、雨水の排水区域を 2,095ha とし、市街地の進展や土地利用の動向を踏まえ、平成 21 年 8 月 6 日に汚水の排水区域を 2,170ha へ随時区域拡大を行い、鋭意整備を進めてきた。また、令和 4 年 3 月 22 日に既整備区域に隣接する産業団地等を加え、汚水の排水区域を 2,188ha に定め、概ね整備は完了した。

一方、市街地周辺の農村集落の生活環境の改善として、平成 5 年度の農業集落排水処理施設整備から始まり、それぞれの汚水処理施設の特徴を活かし、地域の実情に応じた汚水処理手法により整備を進めた結果、令和 3 年度末には千曲市の汚水処理人口普及率は 100%となった。

しかしながら、農業集落排水処理施設の整備から一定の期間が経過し、施設能力が相対的に低下し、常に先を見越した計画的・段階的な改築・更新が必要なこと又、人口減少や少子高齢化を背景に汚水処理施設の効率化、再編が急務となっている。

このため令和 4 年度に「長野県生活排水処理構想（2022 改定版）」を長野県と共同で策定するに当たり、計画処理人口や汚水量等の規模等を予測し、整備した下水道施設や農業集落排水処理施設等の位置及び施設の機能状況等を把握し、地域特性や経済性等を考慮してより効率的で効果的な下水道計画の見直しを行った結果、一部の農業集落排水施設の処理区等について下水道排水区域へ編入し、汚水処理施設の効率化を図ることとした。

今回の変更は、森及び羽尾処理区における 238ha の農業集落排水事業を公共下水道事業の更埴第 4 及び第 8 処理分区に編入し、汚水処理の広域化や維持管理の効率化を進めることで、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図るものである。

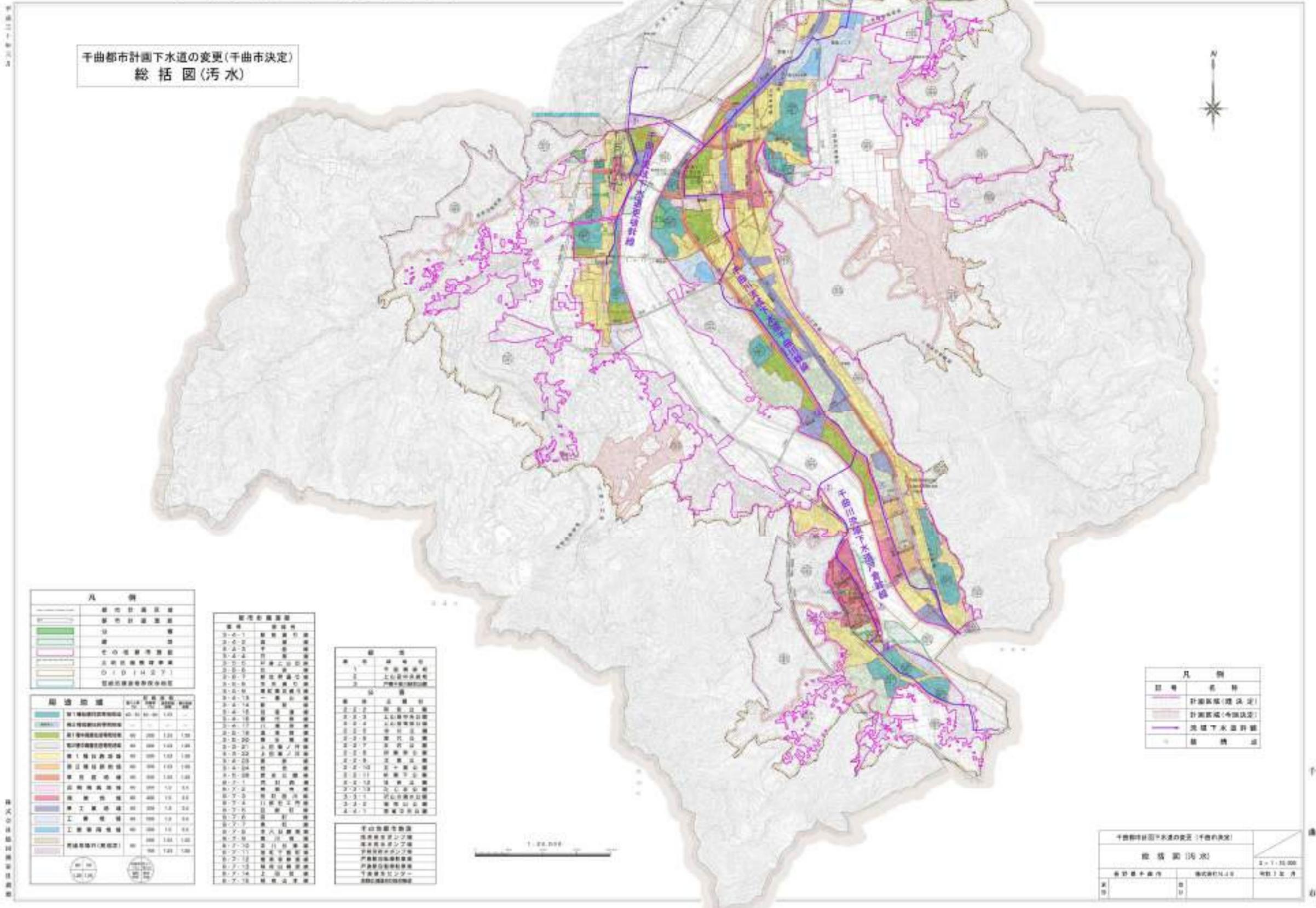
処理分区	処理区	区域拡大理由	面積 (ha)
更埴第 4	森	農業集落排水施設の老朽化に伴い、公共下水道排水区域に編入し、汚水処理施設の効率化を図るため。	146
更埴第 8	羽尾		92*
合計			268

※羽尾処理区は、全体面積 98ha から都市計画区域外面積 6ha を除いた面積。

都市計画区域外面積 6ha は、公共下水道と一体的であるとみなして公共下水道で整備を行う。

千曲都市計画図

千曲都市計画下水道の変更(千曲市決定)
総括図(汚水)



凡例

---	都市計画道路
---	都市計画線
■	河川
■	公園
■	公園遊歩道
■	公園遊歩道(暫定)
○	公園遊歩道(暫定)
○	公園遊歩道(暫定)

用途地域

用途地域	面積(㎡)	人口(人)
第一種住居地域	1,000,000	1,000
第二種住居地域	1,000,000	1,000
第三種住居地域	1,000,000	1,000
工業地域	1,000,000	1,000
工業専用地域	1,000,000	1,000
商業地域	1,000,000	1,000
公共施設地域	1,000,000	1,000
公園遊歩道(暫定)	1,000,000	1,000

変更内容

変更内容	面積(㎡)	人口(人)
第一種住居地域	1,000,000	1,000
第二種住居地域	1,000,000	1,000
第三種住居地域	1,000,000	1,000
工業地域	1,000,000	1,000
工業専用地域	1,000,000	1,000
商業地域	1,000,000	1,000
公共施設地域	1,000,000	1,000
公園遊歩道(暫定)	1,000,000	1,000

備考

1	千曲市決定
2	千曲市決定
3	千曲市決定

千曲市決定

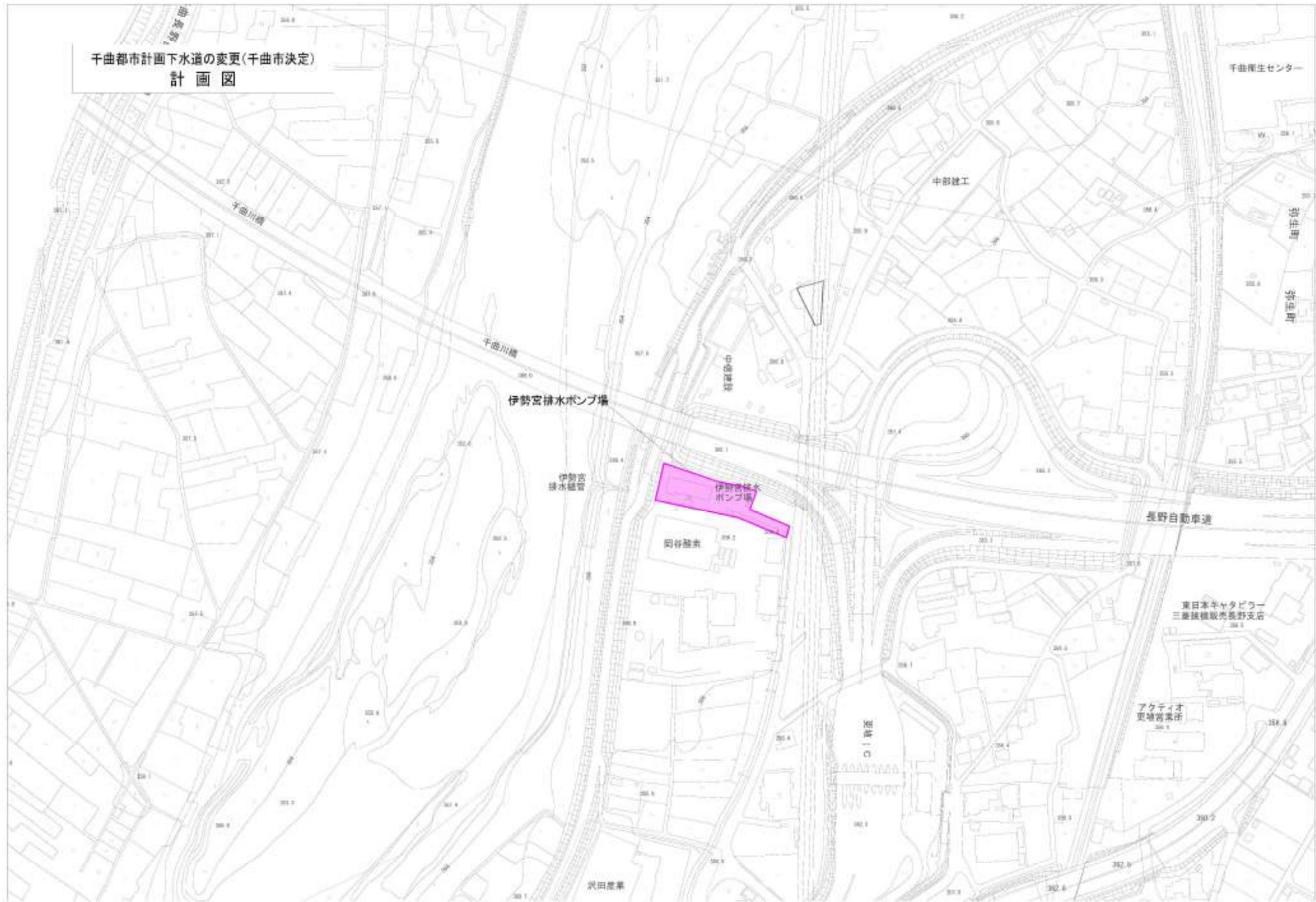
千曲市決定	千曲市決定
千曲市決定	千曲市決定
千曲市決定	千曲市決定

凡例

---	計画区域(暫定)
---	計画区域(今回決定)
---	汚水下水道計画
---	道路

千曲都市計画下水道の変更(千曲市決定)
総括図(汚水)

千曲市決定	千曲市決定	千曲市決定
千曲市決定	千曲市決定	千曲市決定
千曲市決定	千曲市決定	千曲市決定



千曲都市計画下水道の変更(千曲市決定)
計画図



凡 例	
	計画変更(決定)



千曲都市計画下水道の変更(千曲市決定)		1
計 画 図		3
縮 小 率		1/1,000
製 図 者	建設省 国土院	製 図 年 月
製 図 日		



凡 例	
	下水道変更区域(仮定)



千曲都市計画下水道の変更(千曲市決定)		2
計 画 図		3
1:1,000		
千曲市	建設局	建設部

都市計画の策定の経緯の概要
千曲都市計画下水道の変更

事 項	時 期	備 考
関係する機関との協議	令和4年10月3日(月)	千曲川流域下水道事務所
千曲市都市計画審議会	令和7年5月13日(火)	審議案件報告
長野県知事事前協議	令和7年6月6日(金)	公聴会公告の概ね1か月前
関係する機関との協議	令和7年6月13日(金)	千曲川流域下水道事務所
長野県知事事前協議回答	令和7年6月27日(金)	
関係する機関との協議	令和7年7月4日(金)	千曲建設事務所
関係する機関との協議	令和7年7月7日(月)	千曲市道路河川課
公聴会の公告	令和7年7月10日(木)	公聴会の概ね2週間前 R7. 7月千曲市報掲載
素案の閲覧(概ね3週間)	令和7年7月11日(金)～ 令和7年8月1日(金)	
公聴会 (都市計画法第16条第1項)	公述の申出がなく中止	
千曲市都市計画審議会	令和7年8月19日(火)	調査審議 以下予定
長野県知事協議 (都市計画法第19条第3項)	令和7年9月上旬	
計画案の公告 (都市計画法第17条第1項)	令和7年9月上旬	R7. 9月千曲市報掲載
計画案の縦覧(2週間) (都市計画法第17条第1項)	令和7年9月19日(金)～ 令和7年10月2日(木)	意見書提出 長野県
長野県知事協議回答	令和7年10月上旬	
千曲市都市計画審議会 (都市計画法第19条第1項)	令和7年10月中旬	諮問・答申
都市計画変更告示 (都市計画法第20条第1項)	令和7年10月中旬	

(調査審議資料) 千曲都市計画下水道の変更について

(1) 事業の内容

森地区及び羽尾地区農業集落排水施設の公共下水道への接続に伴う都市計画下水道の変更

(2) 事業の概要

農業集落排水事業について、処理場等施設の老朽化や人口減少に伴う下水道収益の減少などにより、適切な維持管理が困難となってきております。一方で、千曲市の公共下水道は、千曲川流域下水道（県管理）に接続されており、より広域的な維持管理・経営体制がとられており、また下水道の国庫補助金を活用した改築・更新を行うことができます。

このような社会経済情勢の変化に対応するため、農集排を今後単独で更新していくよりも、公共下水道と統合した方がライフサイクルコストの最小化が図られることから、森地区及び羽尾地区農集排の公共下水道への接続に伴う都市計画下水道の変更を行います。

【農業集落排水施設の接続の概念】



【接続による利点】

- ・区域の共同化による処理施設の削減
- ・適正な役割分担による管理体制の確立

(3) 第41回都市計画審議会（令和7年5月13日開催）以降の経過報告

日付	事項	経過及び説明等
令和7年6月6日	長野県知事事前協議	事前協議の結果、令和7年6月27日付で「都市計画法第19条4項の観点からは異存ありません。」との回答がありました。協議等に伴い計画書案を「(5)変更計画書修正一覧」とおり計画書を修正しています。
令和7年7月11日～8月1日	計画書素案の閲覧・（公聴会）	閲覧者2名。公述申出書の提出はありませんでした。⇒8月3日開催予定の公聴会は公述申出がなかったため、中止となりました。
令和7年8月19日	第42回都市計画審議会	調査審議

(4) 接続工事の概要

(現段階での計画であり変更となる可能性があります。)

森地区及び羽尾地区農業集落排水の浄化センターを廃止し、浄化センター流入箇所から最寄りの公共下水道の既設管路に向けて、接続する管路を新設します。また、接続後の流量に対して能力が不足する既設管の一部を改修し、流化能力を確保します。工事は令和9年度を予定しています。

○森農業集落排水エリア工事予定箇所



○羽尾農業集落排水エリア工事予定箇所



(調査審議資料) 千曲都市計画下水道の変更について

(5) 変更計画書修正一覧

千曲都市計画下水道の変更計画書について、第41回都市計画審議会以降に、長野県生活排水課・長野県知事との事前協議結果に基づき修正、及び諸手続きの進捗に伴う日付の更新により、以下のとおり修正いたしました。

図 書 名	第41回都市計画審議会（県知事事前協議前）	第42回都市計画審議会（県知事事前協議後）
変更理由書 (本文18行目)	「長野県生活排水処理構想（2022改訂版）を共同で策定するに当たり、	「長野県生活排水処理構想（2022改訂版）を長野県と共同で策定するに当たり、
都市計画の策定の 経緯の概要	関係する機関との協議 令和4年10月3日（月）千曲川下水道事務所	関係する機関との協議 令和4年10月3日（月）千曲川流域下水道事務所
	長野県知事事前協議 令和7年6月中旬 公聴会公告の概ね1か月前	長野県知事事前協議 令和7年6月6日（金）公聴会公告の概ね1か月前
千曲市都市計画 下水道の変更	関係する機関との協議 令和7年5月下旬 千曲川流域下水道事務所	関係する機関との協議 令和7年6月13日（金）千曲川流域下水道事務所
	長野県知事事前協議回答 令和7年7月上旬	長野県知事事前協議回答 令和7年6月27日（金）
都市計画の策定の 経緯の概要	関係する機関との協議 令和7年6月上旬 千曲建設事務所	関係する機関との協議 令和7年7月4日（金）千曲建設事務所
	関係する機関との協議 令和7年6月上旬 千曲市	関係する機関との協議 令和7年7月7日（月）千曲市道路河川課
千曲市都市計画 下水道の変更	公聴会の公告 令和7年7月中旬 公聴会の概ね2週間前 R7.7月千曲市報掲載	公聴会の公告 令和7年7月10日（木）公聴会の概ね2週間前 R7.7月千曲市報掲載
	素案の閲覧（概ね3週間） 令和7年7月中旬～ 令和7年7月下旬	素案の閲覧（概ね3週間） 令和7年7月11日（金）～ 令和7年8月1日（金）
都市計画の策定の 経緯の概要	公聴会（都市計画法第16条第1項） 令和7年8月上旬	公聴会（都市計画法第16条第1項） 公述の申出がなく中止
	千曲市都市計画審議会 令和7年8月下旬 調査審議	千曲市都市計画審議会 令和7年8月19日（火）調査審議
千曲市都市計画 下水道の変更	計画案の縦覧（2週間） 令和7年9月中旬～ （都市計画法第17条第1項） 令和7年9月下旬 意見書提出 長野県	計画案の縦覧（2週間） 令和7年9月19日（金）～ （都市計画法第17条第1項） 令和7年10月2日（木） 意見書提出 長野県
	長野県知事協議回答 令和7年9月下旬	長野県知事協議回答 令和7年10月上旬
都市計画の策定の 経緯の概要	千曲市都市計画審議会 令和7年10月中旬 （都市計画法第18条第1項）	千曲都市計画審議会 令和7年10月中旬 諮問・答申 （都市計画法第19条第1項）

(6) 今後の予定

時 期	事 項	説 明 等
令和7年9月上旬	長野県知事協議	長野県知事との本協議
令和7年9月19日（金）～10月2日（木）	変更計画案の縦覧	都市計画法第17条第1項に基づく縦覧（縦覧期間2週間）
令和7年10月上旬	長野県知事協議回答	
令和7年10月中旬	第43回都市計画審議会	都市計画法第19条第1項の規定に基づく諮問・答申
令和7年10月中旬	都市計画変更告示	都市計画法第20条第1項の規定に基づく告示

千曲都市計画下水道の変更

(千曲川流域下水道関連千曲市公共下水道)

(千 曲 市 決 定)

計 画 書

令和7年 月

千 曲 市

変更理由書

千曲市（旧更埴市）では、昭和 47 年 10 月 3 日に良好な都市環境の形成及び保持などが必要な五十里川都市下水路約 920ha を排水区域に定めて都市計画決定を行い、昭和 58 年に雨宮排水ポンプ場（旧一丁田都市下水路ポンプ場）及び尾米排水ポンプ場、昭和 62 年には伊勢宮排水ポンプ場の都市計画決定を行った。

その後、平成 3 年 12 月 10 日に都市下水路を廃止し、長野市、更埴市、戸倉町、上山田町及び坂城町を処理対象区とする「千曲川流域下水道(上流処理区)」として事業認可を受け、公共下水道事業の推進を図ってきたが、更埴市、戸倉町及び上山田町が千曲市として合併したことに伴い、平成 16 年 10 月 7 日に汚水の排水区域を 2,140ha、雨水の排水区域を 2,095ha とし、市街地の進展や土地利用の動向を踏まえ、平成 21 年 8 月 6 日に汚水の排水区域を 2,170ha へ随時区域拡大を行い、鋭意整備を進めてきた。また、令和 4 年 3 月 22 日に既整備区域に隣接する産業団地等を加え、汚水の排水区域を 2,188ha に定め、概ね整備は完了した。

一方、市街地周辺の農村集落の生活環境の改善として、平成 5 年度の農業集落排水処理施設整備から始まり、それぞれの汚水処理施設の特徴を活かし、地域の実情に応じた汚水処理手法により整備を進めた結果、令和 3 年度末には千曲市の汚水処理人口普及率は 100%となった。

しかしながら、農業集落排水処理施設の整備から一定の期間が経過し、施設能力が相対的に低下し、常に先を見越した計画的・段階的な改築・更新が必要なこと又、人口減少や少子高齢化を背景に汚水処理施設の効率化、再編が急務となっている。

このため令和 4 年度に「長野県生活排水処理構想（2022 改定版）」を長野県と共同で策定するに当たり、計画処理人口や汚水量等の規模等を予測し、整備した下水道施設や農業集落排水処理施設等の位置及び施設の機能状況等を把握し、地域特性や経済性等を考慮してより効率的で効果的な下水道計画の見直しを行った結果、一部の農業集落排水施設の処理区等について下水道排水区域へ編入し、汚水処理施設の効率化を図ることとした。

今回の変更は、森及び羽尾処理区における 238ha の農業集落排水事業を公共下水道事業の更埴第 4 及び第 8 処理分区に編入し、汚水処理の広域化や維持管理の効率化を進めることで、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図るものである。

処理分区	処理区	区域拡大理由	面積 (ha)
更埴第 4	森	農業集落排水施設の老朽化に伴い、公共下水道排水区域に編入し、汚水処理施設の効率化を図るため。	146
更埴第 8	羽尾		92*
合計			268

※羽尾処理区は、全体面積 98ha から都市計画区域外面積 6ha を除いた面積。

都市計画区域外面積 6ha は、公共下水道と一体的であるとみなして公共下水道で整備を行う。

都市計画の策定の経緯の概要
千曲都市計画下水道の変更

事 項	時 期	備 考
関係する機関との協議	令和4年10月3日(月)	千曲川流域下水道事務所
千曲市都市計画審議会	令和7年5月13日(火)	審議案件報告
長野県知事事前協議	令和7年6月6日(金)	公聴会公告の概ね1か月前
関係する機関との協議	令和7年6月13日(金)	千曲川流域下水道事務所
長野県知事事前協議回答	令和7年6月27日(金)	
関係する機関との協議	令和7年7月4日(金)	千曲建設事務所
関係する機関との協議	令和7年7月7日(月)	千曲市道路河川課
公聴会の公告	令和7年7月10日(木)	公聴会の概ね2週間前 R7. 7月千曲市報掲載
素案の閲覧(概ね3週間)	令和7年7月11日(金)～ 令和7年8月1日(金)	
公聴会 (都市計画法第16条第1項)	公述の申出がなく中止	
千曲市都市計画審議会	令和7年8月19日(火)	調査審議 以下予定
長野県知事協議 (都市計画法第19条第3項)	令和7年9月上旬	
計画案の公告 (都市計画法第17条第1項)	令和7年9月上旬	R7. 9月千曲市報掲載
計画案の縦覧(2週間) (都市計画法第17条第1項)	令和7年9月19日(金)～ 令和7年10月2日(木)	意見書提出 長野県
長野県知事協議回答	令和7年10月上旬	
千曲市都市計画審議会 (都市計画法第19条第1項)	令和7年10月中旬	諮問・答申
都市計画変更告示 (都市計画法第20条第1項)	令和7年10月中旬	